

**平成 27 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金
(業務改善助成金) 改正のポイント**

1 業務改善助成金の新設

平成 26 年度までの業務改善助成金は、事業場内の最低賃金（時間給（又は時間換算額）800 円未満の労働者の賃金額）を 40 円以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、労働能率増進のための設備等の導入経費の一部（最大 100 万円）を助成するものでしたが、これに加えて以下の助成が新設されました。

【新設分】

時間給（又は時間換算額）800 円未満の 10 人以上の労働者の賃金額を 60 円以上引き上げた場合においては、人数に応じて業務改善経費の一部を助成します。なお、助成率は従来（助成率 1/2（企業規模 30 人以下の小規模事業者は 3/4））と変わりません。

労働者の人数により、10～14 人 130 万円、15～19 人 140 万円、20 人以上 150 万円

2 主な変更点

平成 27 年度からは従来の交付要件が以下のとおり変更となりますので、ご注意ください。

変 更 前	変 更 後
① 対象労働者の要件	
雇入れ後 3 か月を経過した労働者	雇入れ後 6 か月を経過した労働者
② 解雇等の不交付事由の確認期間	
申請前 3 か月前から年度の末日までの間	交付決定前 6 か月から年度の末日もしくは交付決定から 6 か月後のいずれか遅い日までの間
③ 賃金状況報告提出期限	
・賃金台帳 イ 「実績報告書」を 12 月 31 日までに提出した場合、3 月 31 日までの状況を翌年度 4 月 30 日までに提出 ロ 「実績報告書」を 1 月 1 日以降に提出した場合、翌年度 6 月 30 日までの状況を 7 月 31 日までに提出	・賃金台帳 イ 交付決定が 9 月 30 日以前の場合、3 月 31 日までの状況を翌年度 4 月 30 日までに提出 ロ 交付決定が 10 月 1 日以後の場合、当該決定日から 6 か月を経過した日までの状況を、その日から起算して 1 か月以内に提出
④ 助成対象となる経費	
(機械装置等購入費) ・機器・設備類の購入、製作又は改良の費用	(機械装置等購入費) ・機器・設備類（特種用途自動車以外の自動車、パソコン(周辺機器を含む。))は除く。